

役員・評議員報酬規程

第1条（目的及び意義）

- 1 この規程は、社会福祉法人笠之原福社会（以下「笠之原福社会」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（定義等）

- 1 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。
 - ①役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
 - ②常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
 - ③非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
 - ④報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
 - ⑤費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

第3条（報酬等の支給）

- 1 役員等の報酬は、定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

第4条（費用）

- 1 役員等が法人の用務のために要した旅費については、別途定める笠之原福社会旅費等規程により支給する。
- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

第5条（公表）

- 1 笠之原福社会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する

第6条（補足）

- 1 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

第7条（改廃）

- 1 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は平成29年4月1日より施行する。